事務所通信
Progress ～進歩～
一期一会

令和7年11月号（広告）
2025年11月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 鳥越　俊佑
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第222号
発行担当者：寺元星里音

立冬を迎え、街路樹は紅葉が進み、色彩豊かな表情を見せ始めています。今年は昨年に比べますと、少し暖かい晩秋のようでございます。みなさまにおかれましては、行楽シーズンの影響や年末年始に向けての準備など、何かとご多用の時期をお迎えかと存じます。どうかご自愛いただき、味覚の秋、行楽の秋、読書の秋などお楽しみながらお過ごしください。
さて、年末調整がそろそろ始まります。弊社へご依頼いただく場合は、お早目に資料等のご準備を宜しくお願い致します。

今月のテーマ：年末調整

年末調整の流れ

11月上旬頃、税務署から年末調整関係書類が郵便で届きます。
⇒　従業員様に年末調整書類を配布し、記入していただきます。（国税庁ホームページより必要枚数を印刷してください。）
⇒　弊社へご依頼いただく場合は、関係書類を回収後、11月20日までに弊社へ書類をご提出ください。
⇒　年末調整計算をして源泉徴収票と納付書を作成しお渡し致します。
⇒　年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、毎月納付の場合は令和8年１月13日(火)、納期の特例の承認を受けている場合は令和8年１月20日(火)ですので、期日までにご納付ください。
⇒　従業員様に源泉徴収票をお渡しいただき、過納額の還付もしくは不足額の徴収を行っていただきます。

年末調整書類（令和7年分）

- 令和8年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 令和7年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
  ※昨年の年末調整時に回収したものを再度配布し、令和7年中に異動がある場合は赤字で訂正していただきましょう。
- 令和7年分　給与所得者の保険料控除申告書
- 令和7年分　給与所得者の基礎控除申告書　兼　給与所得者の配偶者控除等申告書　兼　給与所得者の特定親族特別控除申告書　兼　所得金額調整控除申告書

- 保険料控除証明書
- 国民年金保険料証明書
- 小規模企業共済等掛金の証明書
- 住宅借入金等特別控除申告書・年末残高等証明書
- 前職の源泉徴収票（令和7年に中途入社の方）等

（以上5点）該当する方のみ

昨年と比べて変わった点

①基礎控除の見直し
1．次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改定されました。

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額(注3)）	基礎控除額		
	改正後(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下（200万3,999円以下）	95万円(注2)		48万円
132万円超　336万円以下（200万3,999円超　475万1,999円以下）	88万円(注2)	58万円	
336万円超　489万円以下（475万1,999円超　665万5,556円以下）	68万円(注2)		
489万円超　655万円以下（665万5,556円超　850万円以下）	63万円(注2)		
655万円超　2,350万円以下（850万円超　2,545万円以下）	58万円		

（注）1　改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2　58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3　特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2．基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。
※給料計算される際は改正後の源泉徴収税額表をご確認ください。

②給与所得控除の見直し
1．給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超　180万円以下		その収入金額×40%-10万円
180万円超　190万円以下		その収入金額×30%+8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

2．給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

③特定親族特別控除の創設
特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。
1．所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払い者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58万円超　85万円以下（123万円超　150万円以下）	63万円
85万円超　90万円以下（150万円超　155万円以下）	61万円
90万円超　95万円以下（155万円超　160万円以下）	51万円
95万円超　100万円以下（160万円超　165万円以下）	41万円
100万円超　105万円以下（165万円超　170万円以下）	31万円
105万円超　110万円以下（170万円超　175万円以下）	21万円
110万円超　115万円以下（175万円超　180万円以下）	11万円
115万円超　120万円以下（180万円超　185万円以下）	6万円
120万円超　123万円以下（185万円超　188万円以下）	3万円

④特定親族等の所得要件の改正
今回の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証金額が65万円（改正前は55万円）に引き上げられました。
【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58万円以下（123万円以下）	48万円以下（103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下（123万円超　201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下（103万円超　201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下（150万円以下）	75万円以下（130万円以下）

出典：国税庁ＨＰ「令和7年分　年末調整のしかた」

＜お知らせ＞
11月7日（金）、8日（土）は研修旅行のため、12月1日（月）は社内清掃のためお休みをいただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

＜Visionのご案内＞

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Ｖｉｓｉｏｎ
今月の開催日は11月13日（木）です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月13日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月6日（木）
12月11日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月5日（金）
1月15日（木）	11・12・1・2月決算法人様	1月9日（金）

＜11月のカレンダー＞

10	月	*10月分源泉所得税･住民税の納付期限
13	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
30	日	*9月決算法人の確定申告期限・納付期限
		*3月決算法人の中間申告期限・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（消費税の年税額400万円超の6・12月決算法人）
		*消費税（毎月納付9月分）の納付期限

※11月30日は日曜日のため納付期限は12月1日となります。

当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています